

消防危第 121 号
平成 8 年 9 月 30 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の 施行について(通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 32 号。以下、「改正規則」という。)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成 8 年自治省告示第 217 号)が、本日公布され、原則として平成 9 年 1 月 1 日(一部については、公布日又は平成 9 年 4 月 1 日)から施行されることとなった。

今回の改正は、特定屋外貯蔵タンクの構造に係る技術上の基準に新たな基準を加えること、消防法別表備考第 17 号の規定による動植物油類の危険物からの除外の要件として、既設の特定屋外タンク貯蔵所に適用される新基準に適合するものを追加することを主な内容とするものである。

貴職におかれては、下記事項に十分留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

なお、本通知中においては、改正後の省令名等について、次のとおり略称を用いたので承知されたい。

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)…法

危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令 306 号)…令

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和 52 年政令第 10 号)…52 年政令

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)…規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 49 年自治省告示第 99 号)…告示

記

第 1 特定屋外貯蔵タンクの構造に係る技術上の基準の見直しに関する事項

阪神・淡路大震災における危険物施設の被害状況等による危険物施設の耐震性に関する調査検討結果を踏まえ、特定屋外貯蔵タンクについて、現行の耐震基準に加え、既に新基準(52 年政令附則第 3 項各号に定める技術上の基準。以下同じ。)において導入されている保有水平耐力に関する要件を導入し、規則第 20 条の 4 第 2 項に、新たに「特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力は、地震の影響による必要保有水平耐力以上であること」が加えられたこと(規則第 20 条の 4 第 2 項、告示第 79 条

関係)。

今回追加された基準は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成6年自治省令第30号)附則第7条第2項第2号に規定されている基準と同内容であり、当該規定による告示第79条に保有水平耐力等の計算方法が規定されているため、今回追加する基準における保有水平耐力等の計算方法も同条によることとなること。ただし、今回追加された基準が、規則20条の4の規定による告示第4条の18第2号の適用を受けることから、貯蔵する危険物の比重が1.0に満たない場合は、当該比重を1.0として計算することになるので留意すること。

なお、施行の際、当該基準に適合しない特定屋外タンク貯蔵所については、平成19年12月31日までの間は、経過措置の適用があること(改正規則附則第2項関係)。このため、これら特定屋外貯蔵タンクに関し、当該基準への適合状況について、必要に応じ、法第16条の5に基づく立入検査、資料提出命令等により確認されたいこと。

また、タンクの構造を変更することなく、貯蔵する危険物の数量を変更し、法第11条の4第1項に基づく届出により本基準に適合させることもできるので留意すること。

第2 動植物油類の危険物からの除外の要件に関する事項

いわゆる新法タンクの基準に適合するタンクに加圧しないで常温で貯蔵保管される動植物油については、従来から危険物から除外されていたが、今回の改正により、いわゆる旧法タンク(52年政令施行の際、現に法第11条第1項前段による許可を受け、又は当該許可の申請がされている特定屋外タンク貯蔵所において、同令附則第3項により令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準の適用が除外されるタンク。以下同じ。)に適用される新基準に適合する特定屋外貯蔵タンクに貯蔵保管される動植物油類についても、加圧しないで常温で貯蔵保管される場合にあっては、危険物から除外されることとされたこと(規則第1条の3第7項第1号関係)。

なお、危険物から除外される場合、特定屋外貯蔵タンクに附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備については、指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、許可の申請等の手続きを要することなく、一般取扱所として許可を受けたものとみなされるものであること(改正規則附則第3項本文関係)。

また、危険物から除外される際、当該旧法タンクの所有者、管理者又は占有者が、油種変更等により指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、特定屋外タンク貯蔵所としての許可の存続を希望する場合は、当該タンクが新基準に適合することとなった日から6ヶ月以内にその旨を市町村長等に届け出た場合に限り、特定屋外タンク貯蔵所の許可を存続することができるものであること(改正附則第3項ただし書関係)。

このため、これら特定屋外タンク貯蔵所の所有者等に対し、附則第3項の経過措置について、十分周知されたいこと。

第3 その他の改正事項

1 高圧ガス取締法等の改正に伴う所要の整備

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規則等における引用の仕方が改められたこと(規則第 12 条、第 46 条、告示第 32 条関係)。

なお、規則第 12 条(高圧ガスの施設に係る距離)及び第 46 条(危険物と混載を禁止される物品)並びに告示第 32 条(施設に対する水平距離等)における従来の取扱いが変更されるものではないこと。

2 市町村名の変更等に伴う所要の整備

市町村名の変更等に伴い、屋外貯蔵タンク等に係る設計水平震度の計算方法のうち、地域別補正係数の地域名及び地域が改められたこと(告示第 4 条の 20 関係)。

3 その他

日本工業規格の改廃に伴う所要の整備を図ったこと(告示第 5 条、第 58 条関係)等。

第 4 施行期日に関する事項

これらの危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等については、平成 9 年 1 月 1 日から施行することとされたこと。ただし、次に掲げる事項に係る施行期日についてはそれぞれ、次に掲げるとおりとされたこと。

1 第 2(動植物油類の危険物からの除外の要件に関する事項)に係る改正規定については、公布の日

2 第 3 の 1(高圧ガス取締法等の改正に伴う所要の整備)に係る改正規定については、平成 9 年 4 月 1 日

第 5 その他

特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力に関する事項等については高度な技術的判断が必要となる場合もあるので、危険物保安技術協会の技術援助を求めるなどその活用について配慮されたい。